

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月28日
【会社名】	日本製罐株式会社
【英訳名】	NIHON SEIKAN K.K.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 馬場 敬太郎
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目275番地
【電話番号】	大宮局(048)665-1251 代表
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 井上 淳嗣
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目275番地
【電話番号】	大宮局(048)665-1251 代表
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 井上 淳嗣
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,438,400円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 217,198,400円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第1回第三者割当新株予約権証券）】

## (1)【募集の条件】

発行数	2,320個（新株予約権1個につき1,000株）
発行価額の総額	1,438,400円
発行価格	新株予約権1個につき620円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.62円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年5月16日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本製罐株式会社 管理部総務課 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目275番地
払込期日	平成28年5月16日
割当日	平成28年5月16日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 大宮支店

(注) 1. 第1回第三者割当新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成28年4月28日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	日本製罐株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,320,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、93円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>普通株式について株式の分割により株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 からにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>217,198,400円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p>

	<p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成28年5月16日から平成30年5月15日（但し、平成30年5月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 日本製罐株式会社 管理部総務課 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目275番地</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 大宮支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって保有することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>3. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みにに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p>

	<p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約(以下、「本契約」という。)に基づき、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下、「条件成就」という。)、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」という。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(120円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(139円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は、直近7連続取引日(条件成就の日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」という。)と当社の代表取締役である馬場敬太郎および大株主である川俣静子、スチールリーフ株式会社、株式会社神宮製作所が締結した株式貸借契約の範囲内(514,000株)とすることとしております。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生します。

4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しません。

5. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社取締役社長に一任します。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

- (3) 【新株予約権証券の引受け】  
該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
217,198,400	5,200,000	211,998,400

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込価額の総額（1,438,400円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（215,760,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用のうち、主なものは、本新株予約権の発行に伴う弁護士報酬及び価格算定費用であります。発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用500,000円、新株予約権評価費用3,500,000円、登記関連費用1,000,000円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）200,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記発行諸費用の内登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

### (2) 【手取金の使途】

具体的な使途	想定金額（百万円）	支出予定時期
新生製缶株式会社を子会社化するための株式追加取得	212	平成28年7月

(注) 具体的な使途について

- 当社は、本新株予約権による調達資金を、平成28年7月に新生製缶株式会社（以下、「新生製缶」）の株式を追加取得することで、当社の子会社とするための株式取得資金に充当することを予定しております。新生製缶は、関西地域を商圏として18L缶の製造販売会社を行う当社の関連会社であります。新生製缶の現在の出資比率は、JFEコンテナ株式会社38.15%、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社23.7%、当社38.15%という構成となっております。  
当社は、本日公表の「新生製缶株式会社の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」に記載のとおり、新生製缶の発行済み株式数の約12%を追加取得することにより、新生製缶を連結子会社とすることといたしました。当社が新生製缶を子会社化することにより、18L缶製造会社の当社が主導する東西の製造拠点を有することで、東西で同等の製品の供給体制を要望する大手取引先の要望に応えることができ、18L缶業界での当社グループの存在価値を高めることができ、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。
- 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関にて管理いたします。
- 本新株予約権の行使による払込みは、原則として本新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、別途手段による資金調達の検討を進めてまいります。
- 具体的な使途及び金額については、今後の状況の変化に応じて変更する可能性があります。最終的に使途が決定された場合及び使途が変更になった場合には、その旨を適切に開示してまいります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a．割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

##### b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

##### c．割当予定先の選定理由

###### <本新株予約権の発行の目的及び理由>

当社は、大正14年9月に金属缶の製造・販売事業を主たる事業目的として設立されて以来、「お客様にご満足いただける高品質の製品」を安定的に継続して開発・製造し提供することを通じて、お客様と共に発展していくことを最重点方針として参りました。

当社は、平成11年に長年の願望であった大阪地区に2工場を有する当社の接着缶という製缶方法のライセンス供与先であった太陽製罐株式会社（以下、「太陽製罐」といいます。）を子会社化致しましたが、その後の需要の低迷継続を受け、久喜工場並びに横浜工場を閉鎖し、現在の大宮工場と千葉工場2工場に集約し、大阪地区の太陽製罐の2工場の東西の製造拠点を有し活動を続けて参りました。しかしながら、更に需要低迷が続き、平成14年に当社、太陽製罐と川鉄コンテナ株式会社（当時）と締結した業務提携を更に深化させてJFE製缶株式会社（以下、「JFE製缶」といいます。）との経営統合を決断し、平成25年に出資比率 当社38.15%、JFEコンテナ株式会社38.15%、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社23.7%の新生製缶株式会社（以下、新生製缶といいます。）となり現在に至っております。

しかしながら、金属缶製品は、主要顧客である内需型企業の国内需要の停滞、平成15年以降の原燃料高騰に起因する主材料高、人手不足などのコストアップ等により市場規模が縮小していく中で、多くの競合他社が存在し業界の供給力に余力が存在しており、今後更なる需給ギャップが拡大することが予想され、厳しい状況下におかれています。

この厳しい状況を打破するために、当社が取り組むべき課題としまして、

- ・製造面、販売面でのコスト上昇を生産体制の合理化、効率化によるコスト低減により吸収し、市場おける価格優位性を確立していくこと
- ・東西の両拠点間での技術交流を深めることにより顧客ニーズに密着した製品開発や品質向上により同業他社製品との差別化を図っていくこと
- ・18L缶業界におけるシェアの維持、拡大を図るとともに、東西における供給体制を確立すること
- ・財務体質の強化を図っていくこと
- ・環境問題への取り組みを積極的に行っていくこと

が挙げられます。

これらの課題を解決していくことが急務であり、18L缶業界での当社グループの存在価値を高めるために、当社の関連会社である新生製缶を子会社化することが必要であると判断いたしました。

当社及び新生製缶は、共にラミネート缶と言われるブリキ製缶した製品を主力としており、同業他社に比し優位性を有しています。

今回の子会社化により、このラミネート缶の製品群の充実、東西の両拠点での技術交流を深めることによる顧客ニーズに密着した新規商品の開拓や品質向上により、東西での同一商品の供給体制の確立が図られ、同業他社との差別化を強化できると考えております。



さらに、18L缶業界における主な顧客は工場立地が日本各地にある大企業が殆どであり、東西の製造面、販売面でのコスト上昇を生産体制の合理化・効率化によるコスト低減により吸収し、市場における価格優位性を確立し、大手取引先からの、東西で同等の製品の供給体制を要望する大手取引先のニーズに応えるものであると認識しております。

そして、18L缶業界におけるシェアの維持、拡大を図るという課題に対する答えの一つであると認識しております。

それらに加え、本新株予約権が行使されれば、自己資本が増加することにより財務基盤安定に繋がります。当社は、東日本大震災による業績低迷以降、純利益確保、復配、記念配実施と段階的に回復してきておりますが、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、当社の財務体質の強化を図ることができ、当社並びに当社グループの売上及び利益を向上させると共に、当社の安定した業績拡大に寄与し、経営目標の一つに掲げている有利子負債の減少（目標30億円）の達成と今後の更なる成長基盤の確立に繋がるものと考えております。

以上のような取り組みにつきましては、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。従いまして、この取り組みを実行する資金を本新株予約権の発行により資金調達を行うことに決定いたしました。

#### <本資金調達方法を選択した理由>

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

##### ）その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。

当社の現況において、間接金融（銀行借入）による資金調達は、今後の金融情勢によっては収益の圧迫要因となる可能性があり、又自己資本比率の低下を招くとの理由から困難であると判断しています。その為、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況にあります。その検討において、公募増資は当社の財務状態、時価総額、株式の流動性を鑑みると引受先が集まらないリスクが高く、また、第三者割当増資による新株発行につきましても、主要取引先を中心に検討を行いましたが引受の承諾を得る先を見出すことは困難であると判断いたしました。また、公募増資や第三者割当増資による新株式の発行は、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、希薄化が即座に生じる為、株価に対する影響が大きいと考えられます。

当社といたしましては、前述いたしましたように、当社の経営課題の解決の為上述の施策の実施が必要で、その為には一定規模の資金調達を行わなくてはならず、下記<エクイティ・コミットメント・ラインの特徴>にて後述する条項の付いた今回の割当予定先に対する本新株予約権の発行という方法を選択いたしました。

##### ）本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、大株主として長期保有しないこと、株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

##### 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、当社による行使指示を受けた場合を除いて、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、マイルストーン社が本新株予約権を行使することにより保有することとなる当社株式の数が、本新株予約権の発行決議日（平成28年4月28日）時点における当社発行済株式総数（11,600,000株）の10%（1,160,000株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

#### 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行済株式総数は、当社発行済株式総数の約20%（2,320,000株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

#### 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、他の有利な資金調達手法が確保された場合等、当社は当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本契約においては、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

#### 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の「エクイティ・コミットメント・ラインの特徴」に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

#### < 割当予定先を選定した理由 >

当社は、今般の第三者割当による本新株予約権の発行に当たり、資金の調達が適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること等を条件として、割当先を検討してまいりました。

割当予定先のマイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成28年4月28日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までの約7年3ヶ月で、当社を除く上場企業30社以上に対して、第三者割当増資による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権はすべて行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「本資金調達方法を選択した理由」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

### <エクイティ・コミットメント・ラインの特徴>

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

#### 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は93円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から2,320,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

#### 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定の割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高次に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と当社の代表取締役社長である馬場敬太郎及び大株主である川俣静子、スチールリーフ株式会社、株式会社神宮製作所が締結した株式貸借契約の範囲内（514,000株）とすることとしております。

#### 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成28年4月28日）時点における当社発行済株式総数（11,600,000株）の10%（1,160,000株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

#### 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続きを経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

### 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

#### d．割り当てようとする株式の数

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は2,320,000株であります。

#### e．株券等の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

また、本新株予約権の引き受けに際して、上記のとおり同社はエクイティ・コミットメント・ラインに基づいて、当社の経営再建における支援者として、当社の機動的な資金調達要請に応ずることとなっております。

#### f．払込みに要する資金等の状況

当社は、マイルストーン社より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

当社は、直近事業年度に係るマイルストーン社の第4期（平成28年1月期）事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高4,465百万円、営業利益が971百万円、経常利益が950百万円、当期純利益が548百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成28年1月31日現在の純資産が938百万円、総資産が1,962百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の写しを受領し、平成28年4月12日現在の預金残高が600百万円であることを確認し、本新株予約権の引き受けに係る払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値により財務の健全性が確認されたこと及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社の代表取締役社長である馬場敬太郎及び大株主である川俣静子、スチールリーフ株式会社、株式会社神宮製作所との間で、当社株式の貸借契約を締結します。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

#### g．割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー、東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号、代表取締役社長荒川一枝）に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

### 3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額については、当社から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに本新株予約権の評価を依頼し、当該算定機関が本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、本新株予約権の決議日前日（平成28年4月27日）の当社普通株式の株価終値（103円）、権利行使価格（93円）、ボラティリティ（30.28%）、リスクフリーレート（-0.269%）、配当率（2.91%）、発行会社の行動（基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の200%まで上昇した場合は、取得条項（コール・オプション）を発動するものとする）及び割当予定先の行動（当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を市場にて売却するものとする）について一定の前提を置いた上で、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算出された評価結果620円を基に、払込金額を評価結果と同額である620円（1株当たり0.62円）といたしました。なお、第三者機関からの算定結果につきましては、当社から独立した外部の第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある諸要素を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、当社取締役会は、この評価を妥当なものと判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成28年4月27日）の東京証券取引所における普通取引の終値103円を参考として1株93円（乖離率 9.71%）に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均99円に対する乖離率は 6.06%ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均97円に対する乖離率は 4.12%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均104円に対する乖離率は 10.58%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近数ヶ月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

当該判断に当たっては、平成28年4月28日開催の取締役会では、取締役会決議に基づき本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、かつ適法である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、発行価額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとする旨の意見も合わせて表明しております。

本新株予約権の行使による発行株式数は2,320,000株であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数11,600,000株に対し20%（平成28年3月31日現在の当社議決権個数11,396個に対しては20.36%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、現在のように厳しい経営環境の中でも収益を確保するために、今後も継続的に収益を計上する企業へとなるためには、当該規模の資金調達が必要であると考えております。また、銀行借入によって資金の調達を行うことは今後の金融情勢如何によっては収益の圧迫要因となる可能性があり、今回は直接金融による資金調達が適切であると判断しています。

また、前述の<エクイティ・コミットメント・ラインの特徴>に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定です。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であるとと考えております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の発行は、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、今回の第三者割当による本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当致しません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
マイルストーン・キャピタル・ マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町一丁目6 番1号	-	-	2,320,000	16.91%
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番 1号	1,560,500	13.69%	1,560,500	11.37%
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6 番1号	1,050,000	9.21%	1,050,000	7.66%
村山 信也	東京都西多摩郡瑞穂町	585,000	5.13%	585,000	4.27%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5 番5号	569,508	4.99%	569,508	4.15%
大宮中央ビル商店街協同組合	埼玉県さいたま市大宮区大門町 二丁目73番	462,000	4.05%	462,000	3.37%
福松 博史	東京都足立区	420,000	3.69%	420,000	3.06%
伊藤 正美	埼玉県鴻巣市	293,095	2.57%	293,095	2.14%
日罐取引先持株会	埼玉県さいたま市北区吉野町二 丁目275番	275,000	2.41%	275,000	2.00%
スチールリーフ株式会社	東京都葛飾区亀有五丁目48番15 号	239,000	2.10%	239,000	1.74%
計	-	5,454,103	47.85%	7,774,103	56.67%

(注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年3月31日現在の発行済株式総数に、マイルストーン社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数2,320,000株（議決権2,320個）を加えて算定しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第110期有価証券報告書及び四半期報告書（第111期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等の記載には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年4月28日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出について

組込情報である第110期有価証券報告書の提出日（平成27年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日までの間に、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成27年6月30日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成27年6月26日開催の当社第110回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円とする。

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に対して機動的に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（任期）につき所要の変更を行う。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として馬場敬太郎氏、須賀章二氏、井上淳嗣氏、井田陽彦氏、鈴木秀治氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として川俣靖氏及び関根英俊氏を監査役に選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

吉田幸司氏を補欠監査役に選任する。

第6号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、東陽監査法人を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	8,834	7	0	(注)1	可決 99.92
第2号議案	8,834	7	0	(注)2	可決 99.92
第3号議案				(注)3	
馬場 敬太郎	8,826	15	0		可決 99.83
須賀 章二	8,834	7	0		可決 99.92
井上 淳嗣	8,834	7	0		可決 99.92
井田 陽彦	8,834	7	0		可決 99.92
鈴木 秀治	8,834	7	0		可決 99.92
第4号議案				(注)3	
川俣 靖	8,834	7	0		可決 99.92
関根 英俊	8,834	7	0		可決 99.92
第5号議案	8,828	13	0	(注)3	可決 99.85
第6号議案	8,834	7	0	(注)1	可決 99.92

(注)1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は確認できた一部のみ加算しております。

### 3．自己株式の取得状況

株式の種類 普通株式

#### 1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。



## (2) [取締役会決議による取得の状況]

平成28年3月31日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（平成28年1月28日）での決議状況 （取得期間 平成28年2月1日～平成29年1月31日）	116,000		17,500,000
報告月における取得自己株式（取得日）	2月17日	5,000	424,000
	2月18日	2,000	175,000
	2月19日	2,000	177,000
	2月22日	2,000	178,000
	2月23日	2,000	178,000
	2月24日	1,000	89,000
	2月25日	2,000	179,000
	2月26日	3,000	277,000
	2月29日	3,000	275,000
	3月1日	3,000	275,000
	3月2日	3,000	290,000
	3月3日	3,000	292,000
	3月4日	3,000	292,000
	3月7日	3,000	294,000
	3月8日	3,000	297,000
	3月9日	3,000	298,000
報告月末現在の累積取得自己株式	43,000		3,990,000
自己株式取得の進捗状況（％）	37.07		22.80

（注） 取得期間は約定日ベース、報告月における取得自己株式は受渡日ベースで記載しております。

## 2 [処理状況]

該当事項はありません。

## 3 [保有状況]

平成28年3月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	11,600,000
保有自己株式数	142,336

## 4 . 最近の業績の概要について

第111期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）における財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当該財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成したのではなく、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していません。

## 財務諸表

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	878,903	831,205
受取手形	157,370	169,326
電子記録債権	495,654	272,952
売掛金	981,768	990,238
商品及び製品	101,526	101,708
仕掛品	323,026	325,655
原材料及び貯蔵品	78,982	121,575
前払費用	15,009	13,059
未収入金	951	6,220
その他	3,920	2,300
貸倒引当金	599	709
流動資産合計	3,036,515	2,833,532
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,826,022	4,894,144
減価償却累計額	3,099,307	3,202,279
建物（純額）	1,726,714	1,691,865
構築物	167,154	168,056
減価償却累計額	150,959	153,939
構築物（純額）	16,194	14,116
機械及び装置	5,427,360	5,418,593
減価償却累計額	5,050,594	5,069,071
機械及び装置（純額）	376,765	349,521
車両運搬具	53,241	51,181
減価償却累計額	51,628	50,534
車両運搬具（純額）	1,612	646
工具、器具及び備品	356,738	385,277
減価償却累計額	333,608	353,937
工具、器具及び備品（純額）	23,130	31,339
土地	108,232	108,232
リース資産	8,880	8,880
減価償却累計額	555	1,665
リース資産（純額）	8,325	7,215
建設仮勘定	4,697	10,622
有形固定資産合計	2,265,671	2,213,558
無形固定資産		
電話加入権	577	577
ソフトウェア	33,571	9,443
ソフトウェア仮勘定	-	59,370
無形固定資産合計	34,148	69,390

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	3,974,082	3,162,611
賃貸不動産	1,553,054	1,571,015
減価償却累計額	805,181	841,913
賃貸不動産（純額）	747,873	729,101
関係会社株式	1,059,995	1,059,995
出資金	850	850
従業員に対する長期貸付金	1,240	1,490
長期前払費用	6,695	4,467
その他	2,160	2,208
投資その他の資産合計	5,792,895	4,960,724
固定資産合計	8,092,715	7,243,674
資産合計	11,129,230	10,077,207
負債の部		
流動負債		
支払手形	388,984	329,605
買掛金	1,143,876	1,154,836
短期借入金	559,000	355,000
1年内返済予定の長期借入金	1,008,176	1,082,556
リース債務	1,198	1,198
未払金	52,966	61,458
未払費用	55,756	70,022
未払法人税等	17,158	3,818
未払事業所税	18,017	18,054
未払消費税等	48,036	-
預り金	25,309	26,806
賞与引当金	36,619	37,547
設備関係支払手形	57,752	69,897
その他	300	1,240
流動負債合計	3,413,151	3,212,041
固定負債		
長期借入金	2,013,828	1,953,702
リース債務	7,792	6,593
繰延税金負債	1,312,953	943,544
長期預り金	36,294	38,314
退職給付引当金	13,952	27,887
役員退職慰労引当金	18,447	13,882
資産除去債務	11,348	11,496
その他	6,302	4,099
固定負債合計	3,420,918	2,999,520
負債合計	6,834,069	6,211,561

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	630,000	630,000
資本剰余金		
資本準備金	136,773	136,773
資本剰余金合計	136,773	136,773
利益剰余金		
利益準備金	157,500	157,500
その他利益剰余金		
別途積立金	1,395,866	1,395,866
土地圧縮積立金	21,886	22,881
固定資産圧縮積立金	350,862	352,499
退職手当積立金	6,000	6,000
繰越利益剰余金	685,867	650,323
利益剰余金合計	1,246,248	1,284,423
自己株式	19,522	17,152
株主資本合計	1,993,500	2,034,044
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,292,359	1,824,405
評価・換算差額等合計	2,292,359	1,824,405
新株予約権	9,301	7,195
純資産合計	4,295,160	3,865,645
負債純資産合計	11,129,230	10,077,207

## (2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	5,842,022	5,710,827
売上原価		
製品期首たな卸高	94,812	101,526
当期製品製造原価	5,047,647	4,997,698
合計	5,142,459	5,099,224
製品期末たな卸高	106,913	105,764
売上原価	5,035,546	4,993,460
売上総利益	806,476	717,366
販売費及び一般管理費		
運賃及び荷造費	270,061	268,152
従業員給料及び手当	167,322	157,330
役員報酬	45,600	31,805
株式報酬費用	4,529	4,831
賞与引当金繰入額	12,052	11,083
支払手数料	36,463	43,437
減価償却費	54,107	40,422
その他	124,212	136,866
販売費及び一般管理費合計	714,349	693,930
営業利益又は営業損失( )	92,127	23,436
営業外収益		
受取利息	223	159
受取配当金	31,385	38,278
不動産賃貸料	144,299	149,464
雑収入	25,307	13,086
営業外収益合計	201,216	200,989
営業外費用		
支払利息	57,083	52,036
手形売却損	5,012	4,697
売上債権売却損	463	-
電子記録債権売却損	4,198	5,772
雑損失	930	1,270
不動産賃貸費用	32,616	39,050
賃貸建物減価償却費	37,529	36,732
営業外費用合計	137,834	139,560
経常利益	155,508	84,865
特別利益		
投資有価証券売却益	5,581	1
特別利益合計	5,581	1
特別損失		
固定資産除却損	4,536	698
特別損失合計	4,536	698
税引前当期純利益	156,553	84,168
法人税、住民税及び事業税	20,655	10,017
法人税等調整額	17,974	22,223
法人税等合計	2,681	12,206
当期純利益	153,872	96,374

## 〔製造原価明細書〕

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		3,456,284	68.3	3,356,448	67.1
労務費		507,724	10.0	560,091	11.2
経費		1,100,544	21.7	1,083,787	21.7
(うち減価償却費)		(207,414)		(208,215)	
(うち外注加工費)		(625,451)		(617,315)	
当期総製造費用		5,064,554	100	5,000,327	100
期首仕掛品たな卸高		306,119		323,026	
合計		5,370,673		5,323,353	
期末仕掛品たな卸高		323,026		325,655	
当期製品製造原価		5,047,647		4,997,698	

(注) 原価計算の方法は、等級別総合原価計算によっております。

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	土地圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	退職手当積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	630,000	136,773	157,500	1,395,866	21,223	345,042	6,000	815,902	1,109,729
当期変動額									
当期純利益								153,872	153,872
土地圧縮積立金の積立					663			663	-
固定資産圧縮積立金の積立						18,637		18,637	-
固定資産圧縮積立金の取崩						12,817		12,817	-
剰余金の配当								17,353	17,353
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	663	5,820	-	130,035	136,519
当期末残高	630,000	136,773	157,500	1,395,866	21,886	350,862	6,000	685,867	1,246,248

	株主資本		評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	4,156	1,872,347	827,792	5,136	2,705,275
当期変動額					
当期純利益		153,872			153,872
土地圧縮積立金の積立		-			-
固定資産圧縮積立金の積立		-			-
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		17,353			17,353
自己株式の取得	15,366	15,366			15,366
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,464,567	4,165	1,468,732
当期変動額合計	15,366	121,153	1,464,567	4,165	1,589,885
当期末残高	19,522	1,993,500	2,292,359	9,301	4,295,160

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	土地圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	退職手当積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	630,000	136,773	157,500	1,395,866	21,886	350,862	6,000	685,867	1,246,248
当期変動額									
当期純利益								96,374	96,374
土地圧縮積立金の積立					994			994	-
固定資産圧縮積立金の積立						14,737		14,737	-
固定資産圧縮積立金の取崩						13,100		13,100	-
剰余金の配当								57,263	57,263
自己株式の取得									
自己株式の処分								936	936
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	994	1,637	-	35,544	38,175
当期末残高	630,000	136,773	157,500	1,395,866	22,881	352,499	6,000	650,323	1,284,423

	株主資本		評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	19,522	1,993,500	2,292,359	9,301	4,295,160
当期変動額					
当期純利益		96,374			96,374
土地圧縮積立金の積立		-			-
固定資産圧縮積立金の積立		-			-
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		57,263			57,263
自己株式の取得	3,990	3,990			3,990
自己株式の処分	6,360	5,424			5,424
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			467,954	2,106	470,060
当期変動額合計	2,370	40,545	467,954	2,106	429,514
当期末残高	17,152	2,034,044	1,824,405	7,195	3,865,645



## (4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	156,553	84,168
減価償却費	299,050	285,370
貸倒引当金の増減額（は減少）	3,269	109
受取利息及び受取配当金	31,609	38,438
支払利息	57,083	52,036
株式報酬費用	4,529	4,831
固定資産除却損	4,536	698
売上債権の増減額（は増加）	17,922	202,277
たな卸資産の増減額（は増加）	21,140	45,404
仕入債務の増減額（は減少）	249,864	48,419
投資有価証券売却損益（は益）	5,581	1
退職給付引当金の増減額（は減少）	13,952	13,935
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	-	4,565
賞与引当金の増減額（は減少）	19,503	928
その他の流動資産の増減額（は増加）	6,826	1,913
その他の流動負債の増減額（は減少）	32,789	27,618
小計	265,436	481,822
利息及び配当金の受取額	31,609	38,438
利息の支払額	56,262	51,274
法人税等の支払額	10,926	26,927
営業活動によるキャッシュ・フロー	229,857	442,057
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形及び無形固定資産の取得による支出	196,960	217,698
投資有価証券の取得による支出	3,659	3,669
投資有価証券の売却による収入	11,310	1
その他	6,911	16,239
投資活動によるキャッシュ・フロー	196,220	237,606
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	1,478,000	1,355,000
短期借入金の返済による支出	1,577,200	1,559,000
長期借入れによる収入	1,095,000	1,130,000
長期借入金の返済による支出	1,074,096	1,115,746
リース債務の返済による支出	599	1,198
配当金の支払額	17,353	57,263
自己株式の取得による支出	15,366	3,990
その他	-	48
財務活動によるキャッシュ・フロー	111,614	252,150
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	77,977	47,698
現金及び現金同等物の期首残高	956,880	878,903
現金及び現金同等物の期末残高	878,903	831,205

## (5) 財務諸表に関する注記事項

## (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表関係)

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
	千円(帳簿価額)	千円(帳簿価額)
建物	1,642,144	1,589,852
構築物	13,965	11,846
土地	68,280	68,280
賃貸不動産	747,566	727,006
投資有価証券	214,748	-
計	2,686,706	2,396,985

担保債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期借入金	383,200千円	387,600千円
1年内返済予定の長期借入金	876,580	701,000
長期借入金	1,583,068	1,418,100
計	2,842,848	2,506,700

## 2 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
機械及び装置	63,420千円	63,420千円

## 3 受取手形割引高

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
受取手形割引高	328,187千円	299,031千円

## 4 電子記録債権割引高

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
電子記録債権割引高	35,031千円	41,186千円

## (損益計算書関係)

## 1 当期製造費用に含まれる研究開発費

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
当期製造費用に含まれる研究開発費	1,117千円	594千円

## 2 売上原価に算入されている期末たな卸高に係る収益性の低下に伴う簿価切下額

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
簿価切下額	5,386千円	4,055千円

## 3 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用のおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
販売費割合	46%	52%

## 4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
建物	1,037千円	0千円
機械装置及び運搬具	3,446	698
工具、器具及び備品	53	-
計	4,536	698

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式 普通株式	11,600,000	-	-	11,600,000
合計	11,600,000	-	-	11,600,000
自己株式 普通株式(注)	31,130	116,206	-	147,336
合計	31,130	116,206	-	147,336

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加116,206株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加116,000株、単元未満株式の買取による増加206株であります。

## 2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業 年度期 首	当事業 年度増 加	当事業 年度減 少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	9,301
合計		-	-	-	-	-	9,301

## 3．配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

（決議）	株式の 種類	配当金 の 総額 （千 円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株 式	17,353	利益剰余金	1.5	平成26年3月31日	平成26年6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の 種類	配当金 の 総額 （千 円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株 式	57,263	利益剰余金	5	平成27年3月31日	平成27年6月29日

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式 普通株式	11,600,000	-	-	11,600,000
合計	11,600,000	-	-	11,600,000
自己株式 普通株式(注)	147,336	43,000	48,000	142,336
合計	147,336	43,000	48,000	142,336

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加43,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少48,000株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業 年度期 首	当事業 年度増 加	当事業 年度減 少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	7,195
合計		-	-	-	-	-	7,195

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の 種類	配当金 の 総額 （千 円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株 式	57,263	利益剰余金	5	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の 種類	配当金 の 総額 （千 円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株 式	34,372	利益剰余金	3	平成28年3月31日	平成28年6月30日

## （キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度	当事業年度
	（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
現金及び預金勘定	878,903千円	831,205千円
現金及び現金同等物	878,903	831,205

## （有価証券関係）

## 1. 売買目的有価証券・満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## 2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式1,059,995千円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式1,059,995千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. その他有価証券

前事業年度（平成27年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,939,399	517,839	3,421,559	
	(2) 債券	国債・地方債等	-	-	-
		社債	-	-	-
		その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	
	小計	3,939,399	517,839	3,421,559	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,258	1,384	126	
	(2) 債券	国債・地方債等	-	-	-
		社債	-	-	-
		その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	
	小計	1,258	1,384	126	
	合計	3,940,657	519,224	3,421,432	

（注）非上場株式（貸借対照表計上額33,425千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成28年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,048,945	417,629	2,631,315	
	(2) 債券	国債・地方債等	-	-	-
		社債	-	-	-
		その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	
	小計	3,048,945	417,629	2,631,315	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	80,241	105,263	25,021	
	(2) 債券	国債・地方債等	-	-	-
		社債	-	-	-
		その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	
	小計	80,241	105,263	25,021	
	合計	3,129,186	522,893	2,606,293	

（注）非上場株式（貸借対照表計上額33,425千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 4. 売却したその他有価証券

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	11,310	5,581	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	11,310	5,581	-

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	1,714	1,408	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	1,714	1,408	-

## 5. 売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## 6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

## 7. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

## （持分法損益等）

	前事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	当事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
関連会社に対する投資の金額	1,059,995千円	1,059,995千円
持分法を適用した場合の投資の金額	479,280	479,887
持分法を適用した場合の投資利益の金額	3,933	175

## （セグメント情報等）

当社は、金属缶の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## （1株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	374.22円	336.76円
1株当たり当期純利益金額	13.37円	8.39円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	8.34円

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益金額（千円）	153,872	96,374
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	153,872	96,374
期中平均株式数（株）	11,510,767	11,483,247
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	-	66,449
（うち新株予約権（株））	-	66,449

（注）1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 平成27年3月31日	当事業年度末 平成28年3月31日
純資産の部の合計金額（千円）	4,295,160	3,865,645
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	9,301	7,195
（うち新株予約権（千円））	(9,301)	(7,195)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	4,285,859	3,858,450
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	11,452,664	11,457,664

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第110期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第111期第3四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

日本製罐株式会社

取締役会 御中

平成27年 6月26日

監査法人セントラル

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 泉 智雄 印代表社員  
業務執行社員 公認会計士 関口 俊雄 印

業務執行社員 公認会計士 鍋島 俊吾 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本製罐株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第110期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本製罐株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本製罐株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、日本製罐株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 2月 4日

日本製罐株式会社  
取締役会 御中

## 東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 金 野 栄太郎 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 安 達 則 嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本製罐株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第111期事業年度の第3四半期会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本製罐株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## その他の事項

会社の平成27年3月31日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して平成27年2月10日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成27年6月26日付けで無限定適正意見を表明している。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。